


# 監 査 報 告 書

令和2年5月29日

学校法人 北海道武蔵女子学園

理事会並びに評議員会 御中

監 事

金井英明 

監 事

三光英彦 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人北海道武蔵女子学園（以下「学校法人」という。）寄付行為第14条の規定に基づき、学校法人の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取するとともに、会計監査人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。